

対象事業について（法的関与要件）

1980年代までに環境影響評価制度を制定している主要諸国について、対象事業の条件として許認可等による国の関与を定めているか（法的関与要件）の有無を整理すると以下のとおり。

国名（制定年）	対象事業の法的関与要件
アメリカ （1969）	あり（連邦政府機関の実施する主要な行為に対して国家環境政策法（NEPA）適用の義務が発生する。）
フランス （1976）	なし（環境影響評価の対象となる事業種が規定されているが、法的関与要件に関する規定はない。）
韓国 （1977）	なし（環境影響評価の対象となる事業種が規定されているが、法的関与要件に関する規定はない。）
EC指令 （1985）	あり（公共事業・民間事業の双方を対象としているが、民間事業には行政による承認手続が存在することを前提としている。）
オランダ （1986）	あり（環境影響評価の対象となる事業は、いずれも法に基づく許認可の対象となっている事業が指定されている。）
イギリス （1988）	なし（環境影響評価の対象となる事業種が規定されているが、法的関与要件に関する規定はない。）
イタリア （1988）	なし（環境影響評価の対象となる事業種が規定されているが、法的関与要件に関する規定はない。）

（諸外国の環境影響評価制度調査報告書（平成17年 環境省））